

糸情審答申第 2 号

令和 5 年 12 月 11 日

糸魚川市教育委員会教育長 様

糸魚川市情報公開・個人情報保護審査会

糸魚川市情報公開条例第17条第1項に基づく諮問について（答申）

令和 4 年 9 月 21 日付け、教こ教第 248 号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

糸魚川市教育委員会教育長（以下、「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった行政文書について、別紙の部分を除き、公開すべきである。

第 2 審査請求の内容

審査請求人は、令和 4 年 7 月 15 日、実施機関に対して、糸魚川市情報公開条例（平成17年糸魚川市条例第14号。以下、「情報公開条例」という。）第 5 条 1 項に基づき、令和 4 年 7 月 12 日に開催された第 1 回いじめ防止連絡協議会の録音データ（以下、「本件録音データ」という。）を開示請求した。

この開示請求に対して、実施機関は、令和 4 年 7 月 25 日、情報公開条例第 7 条第 2 号に該当するとして、不開示決定を行った（以下、「本件処分」という。）。

審査請求人は、令和 4 年 8 月 22 日、実施機関が行った本件処分に不服があるとして、本件録音データの開示を求める審査請求を実施機関に対して行ったものである。

第3 実施機関の処分理由説明要旨

本件録音データ内には、情報公開条例第7条第2号柱書本文に該当する情報が含まれているため、開示をすることができない。

本件録音データ内には同号柱書本文に該当しない部分もある。仮に録音データを開示する場合、審査請求人が開示部分の録音データのみを聴取するためには、職員が立ち会い機器を操作して録音データを再生し、不開示部分に差し掛かると一時停止をし、開示部分まで進めて再生するといった作業が必要となる。これは、職員の負担が大きいことや、職員の誤操作により不開示部分を再生してしまうおそれがあること、糸魚川市には録音データを編集する機器がないことから、情報公開条例第8条第1項の「不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に区分して除くことが」できないため、部分開示をすることができない。

第4 審査請求人の本件処分に対する意見要旨

第1回いじめ防止連絡協議会は、傍聴が認められた公開の会議であり、会議の途中にも傍聴人は退席を求められておらず、会議の最中には情報公開条例第7条第2号柱書本文に該当する発言はなされていなかったことから、同号を根拠に本件録音データを不開示とすることはできない。

第5 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の主張、実施機関の主張について、条例等に基づき具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 審査会の経過

年 月 日	経 過
令和4年9月21日	諮問書を受領した
令和4年10月11日	実施機関から弁明書を受領した
令和4年11月2日	審議を行った
令和4年11月21日	実施機関に質問書を提出した
令和4年12月16日	実施機関から回答書を受領した
令和5年3月23日	審査請求人から聴取
令和5年4月20日	実施機関から聴取
令和5年5月25日	実施機関から聴取
令和5年6月6日	実施機関から聴取
令和5年6月30日	審議を行った

2 本件処分の条例等の根拠について

(1) 行政文書の定義について

情報公開条例第2条に次のように規定されている。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 図書館、博物館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、又は保存している図書、記録、図画その他の資料

(2) 不開示情報について

情報公開条例第7条に次のように規定されている。

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により開示することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除

く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。)並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等が規則で定める警察職員である場合又は当該公務員等の氏名を公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の氏名を除く。

(3)~(7) 略

(3) 部分開示について

情報公開条例第8条に次のように規定されている。

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報(特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがな

いと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(4) 電磁的記録の開示の方法について

情報公開条例第14条に次のように規定されている。

第14条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

糸魚川市情報公開条例施行規則（平成17年糸魚川市規則第15号。以下、「情報公開条例施行規則」という。）第7条には次のように規定されている。

（行政文書の開示方法等）

第7条 行政文書の開示は、市長が指定する期日及び場所において行うものとする。

2～3 略

4 条例第14条に規定する電磁的記録の開示方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 録音・録画テープ 当該録音・録画テープの視聴

(2)～(3) 略

3 本件処分について

(1) 本件録音データの行政文書該当性について

実施機関から聴取したところ、本件録音データは、糸魚川市教育委員会事務局こども教育課職員が、第1回いじめ防止連絡協議会の会議録を作成し、また、会議録の作成後はその内容を確認できるようにするため、糸魚川市が

所有する録音機器（ボイスレコーダー）を使用して、同協議会を録音した際のデータである。また、本件録音データは、録音機器内から糸魚川市内の文書サーバー内に移動され、現在に至るまで同サーバー内に保存されている。本件録音データは、糸魚川市こども教育課の職員であれば再生できる状態にある。

以上から、本件録音データは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に該当するため、行政文書であるといえる。

(2) 不開示情報について

本件録音データには、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別」される（情報公開条例第7条第2号柱書本文）情報が含まれていた。同号柱書本文に該当する箇所は、別紙のとおりである。

審査会において本件録音データを聴取したところ、市内の学校のいじめ問題に関する発言が含まれており、実施機関及び関係機関から収集した情報を考慮し、上記のとおり判断した。

審査請求人は、第1回いじめ防止連絡協議会では、情報公開条例第7条第2号柱書本文に該当する発言はされていなかったと主張するが、採用できない。

(3) 部分開示について

ア 本件録音データには、上記のとおり不開示情報が含まれているが、これに該当しない情報もあった。

イ 実施機関は、第3で述べた理由から、「不開示情報が記録されている部分

を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に区分して除くことができ」ない（情報公開条例第8条）として、部分開示を行っていない。

ウ 実施機関は、本件録音データは全部で1時間30分程度の長さがあるため、仮に録音データを開示するとなると、職員は、少なくともこの時間、開示請求者に付き添う必要があり、職員の負担が重く他の業務に支障がでるため部分開示ができないと主張する。

しかし、行政文書の開示の日時及び場所は実施機関側で指定できるため（情報公開条例施行規則第7条1項）、他の業務と調整をしつつ開示できることや、本件録音データの再生に要する時間は約1時間30分であり、他の業務を著しく圧迫するようなものではないことからすると、本件録音データを部分開示することが職員の過度な負担になるとはいえない。

エ 実施機関は、本件録音データを部分開示するのであれば、職員が不開示部分を開示しないよう機器を操作することになるが、誤操作により不開示部分を開示してしまう可能性があるとして主張する。

しかし、本件録音データの不開示部分は、再生時間の時、分、秒で特定できることから、再生を行う職員は、不開示部分を客観的に認識することができる。そうであれば、再生中であっても、不開示部分であるかを容易に判断することができるため、誤操作が起こる可能性があったとしても、それは抽象的なものにとどまり、部分開示を否定する理由とはいえない。

オ 実施機関は、「不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に区分して除くことができる」とは、既存のプログラムでは不開示情報の部分のみを削除できない場合にはこれに該当しないと解釈すべきであり、プログラムを保有していない場合にはこれに該当しないと主張する。

しかし、情報公開条例は行政文書を原則として開示することを求めていることからすると、開示部分と不開示部分が併存する場合には、可能な限

り開示部分のみを開示できるよう努めるべきである。このことからすると、少なくとも、実施機関においてプログラムを保有していないことをもって「容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に区分して除くことができる」に該当しないと解することはできない。

なお、審査会が、糸魚川市の情報セキュリティを管轄する糸魚川市総務部総務課に確認したところ、数万円で録音データを編集できるソフトを購入できるとのことであった。よって、「不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に区分して除くことができる」ときに該当するとはいえない。

(4) 小括

以上のことからすると、本件録音データは、不開示情報を含む行政文書ではあるものの、「不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に区分して除くことができ」ない理由はないことから、実施機関は、本件録音データの部分開示をすべきであったといえる。

4 結論

以上のとおり、本件処分が条例等に基づいた適切な対応となっているか審査した結果、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

別 紙

不開示とすべき部分（情報公開条例第7条第2号に該当）

22分49秒から22分55秒まで

32分4秒から34分27秒まで

47分36秒から47分58秒まで

1時間10分25秒から1時間10分36秒まで